

一般社団法人延岡市体育協会加盟団体規程

(目的)

第1条 本会は、一般社団法人延岡市体育協会（以下「本会」という。）定款第6条により加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟)

第2条 本会に新たに加盟しようとする団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 延岡市民を中心とするアマチュアのスポーツ・レクリエーション団体としての組織・運営がなされていること。
- (2) 団体として結成後3年以上が経過し、年間を通じて継続的、かつ計画的な事業を実施していること。
- (3) 次の実態を備えていること。
 - ア. 会則（規約）を有すること。
 - イ. 意思決定機関（総会等）、執行機関（理事会等）を有すること。
 - ウ. 自ら会計を処理し、かつ会計処理者以外の監査人を有すること。
 - エ. 事務局を有すること。

2 加盟申請に必要な書類は次のとおりとする。

- ア. 加盟申請書
- イ. 趣意書
- ウ. 経過報告書
- エ. 会則（規約）
- オ. 事業計画書(案)及び事業報告書
- カ. 収支予算書(案)及び決算書
- キ. 役員名簿及び登録団体・会員数報告書
- ク. その他会長が必要と認めたもの

(事業計画書等の提出)

第3条 本会に加盟している団体（以下「加盟団体」という。）は、毎事業年度終了後1ヶ月の間に、次の書類を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- ア. 事業計画書(案)及び事業報告書
- イ. 収支予算書(案)及び決算書
- ウ. 役員名簿、及び登録団体・会員数報告書
- エ. その他会長が必要と認めたもの

2 加盟団体は、第2条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届けなくてはならない。

(会費)

第4条 加盟団体は、毎年5月末日までに会費を納入しなければならない。

2 いったん納入された会費は、返還しないものとする。

(定款等の遵守)

第5条 加盟団体は、本会定款並びに諸規程を遵守しなければならない。

2 加盟団体は、本会、延岡市及び延岡市教育委員会等が行うスポーツ振興のための行事等に協力するものとする。

(退会等及び退会勧告)

第6条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を会長に提出するも

のとする。

2 加盟団体が休会しようとするときは、その理由を付して休会届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

なお、休会期間は承認後2か年間とし、会費の納入等は免除するものとする。

3 前項における休会中の団体が復帰しようとするときは、復帰届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

なお、期限内に復帰できない場合は、退会したものとみなす。

4 会長は、加盟団体が本会定款11条に規定する資格を喪失したとき又はこの規程に違反した場合、若しくは本会の加盟団体として不適格と認められたときは、理事会の承認を経て退会を勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前においても、第2条から第6条までの規定による手続きを行うことができる。

3 (現行の)一般社団法人延岡市体育協会加盟団体規程は廃止する。